

官報号外 昭和二十二年八月二十二日

○第一回 参議院会議録第一一十四号

昭和二十二年八月二十一日(木曜日)午前十時四十二分開議

議事日程 第二十三号

昭和二十二年八月二十一日 午前十時開議

第一 大学等への死体交付に関する法律案(内閣提出)(委員長報告)

第二 大正十二年勅令第五百二十号司法警察官吏及び司法警察官の職務を定める法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第三 傷病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第四 保健所法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第五 物價廳次長 大原總一郎君

第六 公正取引委員会委員長 中山喜久松君

第七 農業技術指導に関する質問主意書(三好始君提出)

第八 同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

第九 政府買土又は財産税徵收により物納せらる土地に対する公租其他の負担に關する質問主意書(田村文吉君提出)

第十 同日委員会において當選した委員長及び連合軍總司令部外交部長ジョン・アチソン大使が飛行機事故により不慮の死を遂げられましたことは、誠に痛惜の至りに堪えません。よつて談

長は一昨十九日、議長の資格において取敢えずアチソン邸を訪問いたし、係官を経て、引籠り中の同夫人に対し深厚なる哀悼の意を表しました。尙本日、議長は連合軍總司令官を訪問の際、哀悼の意を表する予定でございます。

その他諸般の報告は御異議がなれば朗讀を省略いたします。
去る十五日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

物價廳次長 大原總一郎君
公正取引委員会委員長 中山喜久松君
去る十八日議員から左の質問主意書を提出した。

農業技術指導に関する質問主意書(三好始君提出)

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官の職務を定める法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第五 同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

第六 道路交通取締法案(三好始君提出)

第七 同日議員から左の質問主意書を提出した。

第八 刑務所、並に拘置所に関する質問主意書(小川友三君提出)

第九 言論の自由及び出版の自由に関する質問主意書(小川友三君提出)

第十 同日委員長から左の報告書を提出した。

第十一 不慮の死を遂げられましたことは、誠に痛惜の至りに堪えません。よつて談

在外同胞の本國送金小切手拂渡に關する質問主意書(北條秀一君提出)

参議院議員北條秀一君提出開拓政策途上に於ける隘路に關する質問に對する答弁書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員北條秀一君提出教育の機会均等上學費支給に關する質問に對する答弁書

同日内閣から左の議案を提出する答弁書

参議院議員小川友三君提出神社山林の開放に關する質問に對する答弁書

同日委員長から左の報告書を提出した。

農業資產相続特例法案(三好始君提出)

同日内閣から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

船員保險法の一部を改正する法律案(三好始君提出)

同日内閣から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

鉱工業委員会に付託された。

第三分科 主査 西郷吉之助君 副主査 中西 功君

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官の職務を定める法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

同日内閣から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

船員保險法の一部を改正する法律案(三好始君提出)

同日内閣から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

鉱工業委員会に付託された。

第三分科 主査 西郷吉之助君 副主査 中西 功君

第三分科 主査 木村裕八郎君 副主査 伊東 隆治君

第三分科 主査 西川 昌夫君 副主査 木下 源吉君

第三分科 主査 村上 義一君 副主査 幸尾 靖君

可決報告書
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の議案を提出した。

農業種苗法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日内閣から左の議案を提出した。

開拓政策遂行に於ける陸路に関する

答問主意書

緊急開拓増産は平和日本再建途上に於ける重大問題であり、緊急開拓

増産の目的を達成する爲に最も考えねばならぬことは安定開拓農家を速急に育成することでなければならぬ。

現在の状況下に於ては開拓政策遂行上幾多の困難は当然であつて、それだけ開拓の必要性も亦強調されねばならない。然るに現在の施策は開拓とは開墾なりとの感を深くする、即ち機械的に木を伐り、土地を耕し、開拓者に入植せしめ、時期はずれの金融をやり、且つ直に必要な肥料、農具等も中央政府に於ては準備するであらうが、現実には個々の開拓者は行き渡らない状況であり、開拓者の育成について無関心であるか、さもなくば無策であるという実情ではないか。

現在開拓政策遂行上躊躇となつてゐる諸点に付て政府は如何に考へているか。

一、土地の問題

開拓者が入植に際して先づ第一に問題になるのは入植地である。而して既耕地の買収は可成り順調に進んでいる模様だが、入植地の対象となるべき未墾地については非常に成績が悪い。

先づ私有地については既耕地に對

する地主の諦めが反動的で頗れていて、地主勢力の温存に努めているかの感である。

従つて入植者の大部分が引揚者、復員者、難民者であり、資金のない之等のものが入植地を獲得する爲に多大の運動費を要する現状にあり、然も眞面目な入植希望者が入植を断念する如き傾向にある。

又入植希望者に対し、直に土地が與えられない爲入植の熱意がうらぎ、又土地の解放が決定すると地主は直ちに立木を伐つていい、折角土地は決つたが將來開拓地建設になつてはならない立木もなくなる始末である。従つて入植希望者は私有未墾地の開放に代るに國有林野の開放を望んでいるが、之亦行政機構の末端における事務担当者の認識不充分乃至過張根性等から開放は遅々として進まぬ。

政府は國土の総合的開発計画の下に開拓計画、特に未墾地開放を強力に促進すべきである。

二、資金の問題

前述の如く入植希望者は資金乏しく、就中水年海外に在つた引揚者は殆ど無物といつてよい。

肥料等については開拓者の持はあらるが、最末端に於ては一般農家に横流れして手に渡らない状況である。

四、家畜預託制度の実施

開拓地特に高寒地開拓には畜産を主とする以外に方法は無いが、現

出來ず、開拓の進度が遅れるのみならず脱落者さえ出す結果になつてゐる。

従つて現行開拓資金融通法に於ては、入植後一定期間を経過せねば融資は受けられない実情にある故、帰農組合の結成が出来た入植希望者に對しては入植前に當農資金の一部を前貸する办法を講すべきである。

尙現在の物價高に於ては現行融資額を以ては健全な開拓農家の育成は困難であるが特に高寒地、寒冷地平原部に於ける融資額が一律であることは不適当である。地帶別、地区別に當農標準案を作成し、之に基く適正なる融資をなすべきではないか。

尙開拓方法に付ても（新製アラウ

の改良は必要であるが）畜力開拓の面を大きく取上げ、當農面との連繋を保たしめるべきである。

尙現在の物價高に於ては現行融資額を以ては健全な開拓農家の育成は困難であるが特に高寒地、寒冷地平原部に於ける融資額が一律であることは不適当である。地帶別、地区別に當農標準案を作成し、之に基く適正なる融資をなすべきではないか。

五、大規模開拓に必要な基本施設の國家負担

集団地は概ね交通不便な邊遠地である故、道路、電氣、通信、水路等の基本施設は國家の負担で國家がなすべきであり、現状も実施することがなつてゐるらしいが、徹底しない状況ではないか。

右質問する。

内閣参申第三〇号

昭和二十二年八月十九日

内閣總理大臣 片山 哲

内閣参申第三〇号

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員北條秀一君提出開拓政策途上に於ける陸路に関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君提出開拓政策途上に於ける陸路に関する質問に対する答弁書

二、資金の問題

開拓者資金融通法による當農資金

は公債發行の關係上年四回に分ち、

ある時期に入植した者に對しては當

該四半期中に貸付をするようにして

を講じて強力に開拓を進めてゆく所

存である。

りである。

民有未墾地買収面積

五二、四〇〇町

一七、一〇〇 計 六九、五〇〇

右の実績は必ずしも十分とは言えないが、決して悲観すべき状況でもない。

買收計画の立案者たる農地委員会が、無耕地買收のみに追われる

がなくなり、委員会及び地方廳の係官が買收事務に慣れるに従い、右質

收実績は相当に増大することが想

されているらしいが、徹底しない

状況ではないか。

右質問する。

内閣参申第三〇号

昭和二十二年八月十九日

内閣總理大臣 片山 哲

内閣参申第三〇号

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員北條秀一君提出開拓政策途上に於ける陸路に関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君提出開拓政策途上に於ける陸路に関する質問に対する答弁書

は公債發行の關係上年四回に分ち、

ある時期に入植した者に對しては當

該四半期中に貸付をするようにして

を講じて強力に開拓を進めてゆく所

存である。

合浦港等については、將來法的措置

を講じて強力に開拓を進めてゆく所

存である。

が想される。

本質金が長期低利且つ無担保

保で貸付けられる關係もあり、その

貸付は自作農として經營が安定し、

償還の見込も十分ある者に限ることが必要であるので、その点について都道府県知事が十分責任をもつて得る。

資金融通の最高限度は、営農資金は一万円、住宅資金は一万五百円と規定されはいるが、これは開拓者の償還能力以上に貸付をし、後につて過重な負担を負わせることを避けることを主旨とするので、必ずしも一律に最高限度まで貸付することを意図するものではない。

從つて政府はこの限度内において、地方開拓委員会及び都道府県知事の意見をきいて、地帯別、地区別その他種々の状況に応じ実状に即して貸付けることとなつてゐるのである。然し現在の経済情勢からして現行の最高限度額は実情に即していないので、國家財政の許す限りその引上げ方につき関係方面と協商中である。

三、開拓者用食糧、肥料の確保

開拓者に対する食糧加配は開拓事業実施上特に重要であるので、本年一月からは入植者に対しては男月六升女月三升六合、一般開拓手折労務者等に対しても男月五升女月三升の加配を実施しており、その実績は各都道府県より月々報告を受けているのであるが、現下の食糧供給状況よりして府県によつてはその実施状態は

必ずしも良好と言えない実情である。開拓者に対する加配米割当の枠は一般配給とは別個のものである。故に政府はかかる府県に対しては当該府県の加配運営委員会と緊密な連絡をとり、減配、浮配、欠配等により開拓事業推進に支障を來さぬよう督励し加配の末端までの遂送に努めている。

肥料の配給については、総配給量の中、從来供出にリンクして配給される量が相当大きな比重を占めていること、並びに末端に至るほど肥料の配給を供出と関連させる傾向が強かつたこと等の理由に基き、開拓者は実際においては一般農家に比べて不利な立場にあつたことは事実である。しかし本年度秋肥からは供出量が増加する一方で、開拓者用の枠も若干程度認め、且つ配給も切符制によることとしたので、今後の配給は著しく改善する筈である。

四、家畜預託制度の実施

開拓地では畜産を主体とする以外に合理的な営農の方法はないといふも過言ではないのであって、昭和二十一年度予算においては特に開拓地の家畜に関する事項に重点をおき、特に牛馬の導入を強化したいと考えている。

次に畜力開拓については、地勢上これによらねばならぬ場所も多い

が、一方営農面との連繋上から言つてもわが國の開拓地の実情に即した方法と思われる所以、本年度において機械開墾経費の一部を轉用して開墾用牛馬並びに畜力開墾用農機具の購入に振向けるよう計画している。

(新墾アラウについては、改良の余地があるので、他の畜力農機具と共にその生産工場を指定し、学者並びに経験者の指導によつて研究製作に当らせ)

五、大規模開拓に必要な基本施設の國家負担

現在は地区内道路、地区外幹線道路及び水利施設は全國國庫負担で実施しているが、電気、通信施設については予算を計上していない。基本施設の高率な國家負担の必要性は十分認め、財政と睨み合せて、できるだけ施設の充実に努めてゆきたいと考えている。

教育の機会均等上学資支給に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十三日

姫井伊助

參議院議長松平恒雄殿

教育の機会均等上学資支給に関する質問主意書

國民は誰も應能教育が受けられね

ばならぬ。六・三・三・四の学制において六・三までは義務教育であるが、それ以上の高等専門教育にあつても、その家庭が貧しいといふことのためには子女の應能教育が阻害されなければならない。日本育英会の給費制度はあるにしても實際上その働きは甚だ不充分、不徹底である。言うまでもなく、学校の公私立を問わず、廣く學資支給の途を開き、且つその手続きを簡易にして、教育の向上と普及を図ることは、戦争の放棄と共に高度文化國家建設上当然の義務である。

政府においては、高等専門教育に至るまで、學資不足者に對し、急速に、學費支給の制度を設くる意思あり

たが、その実現は困難である。

そこで、國家負担による急務である。

日本育英会法の適用は新制中学校

以上の学校に在籍する学生に於て教員養成諸学校及び医科の実地修業中の学生生徒にも適用されることになる。

機会均等上学資支給に関する質問に対する答弁書

新憲法並に教育基本法の趣旨に沿つて、廣く學資支給の途を開いて教育の機会均等を計り、新生平和日本を建設するは現下の急務である。政府に於てはこのことについて鋭意研究のための一助としている。

中であるが、現在の處、日本育英会法によつて學資を貸與し、趣旨達成のための「助」としている。

に於てはこのことについて鋭意研究のための「助」としている。

中であるが、現在の處、日本育英会法によつて學資を貸與し、趣旨達成のための「助」としている。

〔國務大臣平野力三君登壇、拍手〕
○國務大臣(平野力三君) 本日新聞紙上に發表しておりますが、今回九月、十月分に關しまして、大量的なる輸入食糧の放出がありましたことに關し、本日この議場を通じましてその報告をいたしますとともに、大体今後における食糧事情に関するところの一應の見通しを發表いたしたいと思う次第であります。

御承知の通り六月、七月以來遅配に遅配を續けて、誠に食糧事情が重い大なる場面に到達いたしまして、全國民に対しても多大な不安を與えておりましたことは、誠に私共の遺憾とするところであつたのであります。然るに八月になりました、特に先般申上げましたように八月分の放出食糧といたしまして、從來貰つております以外に、特別に二万一千トンの放出の許可がありまして、これによつて八月分は大体りまして、これによつて八月分は大体東京、大阪、京都等の大消費地におきますところの、全國九地区だけは八月中の遅配といふものはないということに相成りまして、ここに先般八月分の食糧事情は大体三十一日分配給いたし得ることとの目標を發表いたしましたと、ここに食糧問題に関する一應の明るさを示しておつたのであります。併しながらこの見通しは率直に申しますと、八月一ぱいに關するところの完全なる見通しであります。九月、十月分に至りましては、我々といたしまして

は、大体その遅配欠配をなくすることの方針は持つておつたのであります。が、東北の水害、或いはその他の諸般の状況から、ここに多少の危険を感じながら食糧行政をやつておりましたところ、昨日午前連合國最高司令部より、特に九月、十月分に関しまして六十万トンの大量の放出の許可を受けたのであります。昨年我が國に放出せられたところの食糧は、年間を通じて六十万トンであります。今回六十九十九万二千石、十月におきまして三百九十八万五千石、合計いたしまして七百九十七万七千石の食糧が必要なのであります。この中、日本の國內において賄い得るといたします予定數量は、新米即ち早場米、これが百万石、妻類二百一万三千石、早籼り甘藷が九十五万七千石、馬鈴薯が八万三千石、この國內の見通しといたしましての合計が四百五万三千石であります。

これに加えるのに、今回放出をせられた六十万トンの食糧は、石数にいたしまして四百万石でありますので、この總計をいたしますと八百五万三千石となるのであります。(拍手)これによりまして今二十一年米穀年度におきましては、合計百六十万トンの放出を受けることになります。申上げましたところの七百九十七万七千石に對して、供出量が合計いたしまして八百五万三千石であります。必要量の先程限りにおいては、全日本国民に対しても、加工をいたしますところの製粉及び精麦工場が運転をいたすと、八月、九月、十月のこの三ヶ月に関する限りにおいては、全日本国民に対しても、供給量の方が需要量の上廻りをするといふことになりましたので、この数字を確実に握りました私共といたしましては、ここに全國民に対して、この年度内におけるところの食糧問題だけは一應解決したものであるということを断言することを憚らない次第でござります。(拍手)

この際私はここに聊か具体的なる数字を申上げまして、皆様の前に御了承と御安心を願いたいと思うのであります。尙かよくに晝夜兼行製粉、精麦をして、私は深甚の感謝の意を表すものであります。(拍手)
この政府が考えておりますところとは、かようには需要供給の關係においては一應のバランスを見たのであります。併しがれらの見通しは率直に申しますと、ここに食糧問題に関する一應の明るさを示しておつたのであります。併しながらこの見通しは率直に申しますと、八月一ぱいに關するところの完全なる見通しであります。九月、十月分に至りましては、我々といたしまして

て、これは無にしないと共に、消費者の嗜好に對して十分御満足を與え得るよう盡力をいたす覚悟を持つておるのでは、これ亦十分でないのですからして、現在専用線を持つておりますからして、現在専用線を持つてありますところの製粉及び精麦工場においては、電力制限を撤廃いたしまして、既に晝夜兼行二十四時間無休の作業をいたすといたすことに決定いたしましたので、これは労務者に対しましては、酒、煙草等の報奨物資を提供いたしますことは勿論、その他でき得る限りの報奨として、これらの労務者に對しましては、酒、煙草等の報奨物資を提供いたしますことは勿論、その他のべき得る限りの報奨を採用することによつて、この点に關して万造懸念を対策を立てておる次第であります。

而してこの際専用申上げたいと思うことは、かようには需要供給の關係においては一應のバランスを見たのであります。尙かよくに晝夜兼行製粉、精麦をして、これは実際の輸送の面になりますと、包装用の袋及び俵等が十分でない場合におきましては、これが完全に届け得るかどうかといふことは、一に懸かつて今後の輸送、加工せんので、特に包装用の袋に對しましてのアルバ氏の所見も新聞に出ており

ましたように、日本国内におきましては、これらの農民諸君が、今回の麦と馬鈴薯に関するところの成績を挙げておることは、誠に結構であるといふべきを受けておるのであります。しかし私は現下の情勢において、農民諸君がいかに供出面の上において最大の努力を拂つておるかといふ具体的な数字を申上げまして、御参考に供して置きたいと思います。

八月十八日、数日前の調査によりまして、政府が買上げましたところの麦類の数字は四百四十五万七千石に及んでおりまして、これは政府が割当てるところの数量の九一・一%に及んでおるのであります。殆んど二〇%に近付いておるのであります。昨年同月同日におきまするところの供出数量は三百十一万二千石であります。五三%であつたのであります。今年におきましては、この偉大なる供出の成績を挙げておりまするということとは、現下の情勢に対しまして農民諸君がいかに時局に対するところの認識を深くしておつてくれるかといふことについて、深く感謝するものであります。具体的に更に申上げますならば、島根県におきましてはすでに一三一%を収め、京都、和歌山、鹿児島、兵庫、宮崎、高知、長野、山口、大阪、

愛知の十縣はすでに一〇〇%を突破いたしました。その他奈良、愛媛、大分、岡山、神奈川、群馬、熊本、鳥取、三重、岐阜、佐賀、この十一縣は九〇%から九九・九%に及んでおるのであります。もはや只今、今日の日にちにおきましては、これらの十一縣も一〇〇%を突破しておると思うであります。

尙馬鈴薯に関するところでは、これ亦相当の成績を收めておるのであります。今日までその一〇〇%を突破いたしましたる縣は、馬鈴薯に関するところでは、千葉縣、神奈川縣、富山縣、福井縣、靜岡縣、三重縣、滋賀縣、大坂、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、これから府縣におきましては、馬鈴薯に関するところの縣もありまして、馬鈴薯の生産量は、これまでの府縣におきましては、八二・四%であります。これを昨年におきましては現在の供出全国平均は五九・二%に比較いたしますると、その進捗率も誠に良好を示しております。現在におきましてかような農民諸君の供出に関するところの絶大なるこの時局認識は、畢竟するに司令部におきましては、日本国内におけるところの食糧行

政に関するかような農民の協力をよく認められて、今回かような放出を受けましたということは、私は現段階におけるところの日本の食糧問題の上において、眞に現下の日本の食糧事情の窮屈せることに著目いたしまして、よく供出に明けるところの成績を挙げておることは、誠に欣快に堪えない次第であると思つてあります。(拍手)

尙私共といたしましては、かような状況の下に決して樂觀することなく、來米穀年度におきましては現在実じんといたしておりますところの二十一年産の米に関しましては、少くとも九月中にはその供出割当を断行いたしました。年内においては大半の供出を完了するの勢を以て今年の米に対するところの供出制度を新たに改正し、而して來米穀年度からは眞に配分をなくして、主要食糧に関する限りは殆んど闇をなくし、農民の生産品を正当なる政府のルートに流し、その上必要な死体の入手難を緩和するところの供出制度を改正することにいたしました。この法律案は、内閣提出、日程第三、傳染病予防法等の一部を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付、日程第四、保健所法を改正する勅令の一部を改正する法律案、内閣提出、日程第三、傳染病予防法等の一部を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付、日程第四、保健所法を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付、以上四案を一括して議題とすることに

いたしました。この法律案は適切であることは、必要なことである。監察医が検査又は解剖した死体で引取者のないものを、医学又は蘭学に関する学校に交付して、教育の面に關する限りは全力を傾倒して全般の期待に副いたい考え方を持つて、この法律案は適切である。

二、事件の利害得失

(1)

現在医学又は蘭学に関する学

(2)

解剖に関する法規は、不備であ

(3)

るが、この法律案は、これら死

(4)

体の交付を受けた學校長と、死

(5)

體引取者との關係及び死体の交

(6)

用等を明確にして、これらの學

(7)

校における死体解剖をより合法的ならしめる。

河崎 ナツ

要領書

一、委員会の決定の理由

監察医が検査又は解剖した死体で引取者のないものを、医学又は蘭

二、監察医が検査又は解剖した死体で引取者のないものを、医学又は蘭

学に関する学校に交付して、教育

の面に關する限りは全力を傾倒して全般の期待に副いたい考え方を持つて、この法律案は適切である。

監察医が死因調査を済ませた後

もなお引取者のないものを、こ

れらの學校に交付することは、

その困難を緩和することにな

る。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月二十日

厚生委員長 堀本 重誠

参議院議長 松平 恒雄殿

多数意見者署名

今泉 政喜 中山 誠彦

小川 友二 木内 キヤウ

宮城 大マヨ 須井 伊介

小林 勝馬 井上 なつゑ

内村 清次 山下 謙信

○議長(松平恒雄君) 日程第一、大学等への死体交付に関する法律案、内閣

におけるところの日本の食糧問題の上

統人その他の引取人から、死体引渡しの要求があつたときは、そな部又は一部を引渡さなければならぬので、引取者の感情をそこなうことはない。

三、費用
この法案の施行のためには、別に費用を要しない。

大学等への死体交付に関する法律案

右
國会に提出する。

昭和二十二年八月五日

内閣總理大臣 片山 哲

大学等への死体交付に関する法律案
第一條 この死体交付に関する法律案は、死因調査に關する法律案(死因不明死体の死因調査に関する件)に基き監察医が検査又は解剖をなした死体であつて、死因調査終了後も、なお引取者がないものについては、都道府縣知事は、医学又は歯学に關する学校教育法若しくは大學令による大學(大學の學部を含む)又は専門學校令による専門學校の長(以下学校長といふ)から、医学又は歯学の教育のため交付の要求があつたときは、これを交付することができる。

第二條 前條の規定によつて死体の交付を受けた学校長は、その死体について、監察医が検査を開始し

た後、四十八時間以内に、引取者から引渡しの要求があつたときは、これを引取者に引き渡さなければならぬ。

第三條 第一條の規定によつて交付を受けた死体について、前條に規定する期間内に、引取者から引渡しの要求があつたときは、学校長は、これを解剖させ、又は標本とすることができる。

第四條 第二條に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の關係のある引取者から要求があつたときは、学校長は、特別の事情のない限り、その死体の全部又は一部をその死体に引き渡さなければならぬ。

第五條 第一條の規定によつて学校長に交付する死体についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する市町村長は、運送なく同法所定の手続を行わなければならぬ。但し、同法第七條に規定する埋葬について、この限りでない。

第六條 学校長は、交付を受けた死体の取扱に當つては、特に礼意を失わないことに注意しなければならない。

第七條 学校長は、第一條の規定によつて交付を受けた死体について、監察医が検査を開始し

第十一條及び第十三條の規定にかかる引渡しの要求があつたときは、かわらず、その運搬に關する諸費、埋葬に關する諸費及び墓碑費であつて、死体の交付を受ける際及びその後に要したもの、負担しなければならない。

第八條 第二條に規定する法律案は、公布の日から、これを施行する。

審査報告書

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官更及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官更及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案

有会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月十九日

厚生委員長 横木 重藏

参議院議長平恒雄殿

多數意見者署名

小川 友三 山下 義信

厚生委員長 横木 重藏

服部 敬一 井上なつみ

米倉 龍也

宮城タマヨ

今泉 政喜 中山 謙彦

鷹井 伊介 小杉 イチ

小林 勝馬 木内 キヤウ

多數意見者署名

に關する高度の特殊の知識を必要とするのに鑑み、本案は、専門家である都道府縣の麻薬統制主事の中から、都道府縣を通じ二百名以内を限つて、厚生大臣において指命した者に対し、司法警察官と同一の権限を與え、検察官の指揮を受けず、厚生大臣の指揮を受けさせ、また全國にわたつて活動をなし得ることとするとともに、捜査を行つたときは、速かに事件を検察官に送致する義務を負わせようとするものであつて、麻薬の取締強化の方法として適切である。

内閣總理大臣 片山 哲

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官更及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する一部を次のように改正する。

第七條 麻薬統制主事タル都道府縣ノ二級又ハ三級ノ事務更員及技術員ニシテ其ノ所屬都道府縣ノ知事其ノ都道府縣ノ事務所所在地ヲ

管轄スル検事正ト協議シテ推薦シタル者ニ就キ厚生大臣ノ指命シタルモノハ麻薬ニ關スル罪ニ付検査

ノ二級又ハ三級ノ事務更員及技術員ニシテ其ノ所屬都道府縣ノ知事其ノ都道府縣ノ事務所所在地ヲ

管轄スル検事正ト協議シテ推薦シタル者ニ就キ厚生大臣ノ指命シタルモノハ麻薬ニ關スル罪ニ付検査

ト同一ノ機ヲ有シ検察法第六條ノ指揮ヲ受クルモノトス

第三項及刑事訴訟法ノ規定ニ拘ラス檢察官ノ指揮ヲ受ケス厚生大臣

ノ指揮ヲ受クルモノトス

第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ

府縣ノ區域外ニ於テモ検査ヲ行フ

コトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ

五十二條ノ規定ニ拘ラス當該都道府縣ノ区域外ニ於テモ検査ヲ行フ

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官更及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する一部を改正する法律案

事件ヲ検察官ニ送致スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ

百名以内トシ各都道府縣内ノ定員

ハ厚生大臣司法大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

審査報告書

傳染病予防法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月十九日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平 恒雄殿

多數意見者署名

山下 義信 服部 敦一
井上なつゑ 米倉 薫也
鶴賀貞六郎 今泉 政喜
宮城タマヨ 中山 審彦
鶴井 伊介 小川 友三
小杉 イチ 小林 勝馬
草葉 隆圓 木内 キヤウ

要領書

一、委員会の決定の理由

現下の国内衛生状況に鑑み、傳染病、結核、トラホーリム及び寄生虫病の予防を積極的に推進するため、その予防費の國庫補助率を引き上げようとする本改正案は、適切な措置であると認めた。

三、事件の利害得失

官報外 昭和二十二年八月二十二日 参議院会議録第二十四号 大学等への死体交付に関する法律案外三件

都道府県の負担になつてゐる傳染病、結核、トラホーリム及び寄生虫病の予防費の國庫補助率を六分の一乃至三分の一からそれぞれ二分の一に引き上げることは、現下の地方財政逼迫の状況を緩和すると共に、これら疾病の予防措置を一段と強化推進し、公衆衛生の向上を増進を図ることができる。

第三條 結核予防法の一部を改正する。

第十二条中「四分ノ」を「二分ノ

一に改める。

第七條中六分ノ一を「二分ノ

一に改める」

第四條 寄生虫病予防法の一部を次のように改正する。

第七條中「六分ノ一」を「二分ノ

一に改める。

二、事件の利害得失

この法律は、公布の日から、これを施行する。

審査報告書

保健所法を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月十九日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平 恒雄殿

多數意見者署名

小川 友三 山下 義信

鶴井 伊介 井上なつゑ

小杉 イチ 鶴賀貞六郎

草葉 隆圓 木内 キヤウ

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

三、事件の利害得失

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月九日
衆議院議長 松平 恒雄殿 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

保健所法を改正する法律案

第一條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図ることによる保険所の機能を拡充強化し、公衆衛生の向上及び増進を

現状に鑑み、國の公衆保健活動の中核である保健所の機能を拡充強化してあると認めた。

第二條 保健所は、左に掲げる事項が、これを設置する。

第一 衛生思想の普及及び向上に関する事項

二 人口動態統計に関する事項

三 著々の改善及び飲食物の衛生に関する事項

四 住宅、水道、下水道、汙物掃除その他の環境の衛生に関する事項

五 保健婦に関する事項

六 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

七 母性及び乳幼児の衛生に関する事項

八 薬科衛生に関する事項

九 衛生上の試験及び検査に関する事項

十 結核、性病、傳染病その他の疾病的予防に関する事項

十一 その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項

官報外 昭和二十二年八月二十二日 参議院会議録第二十四号 大学等への死体交付に関する法律案外三件

いたしまして從來の検査機関とは別に、麻薬に關する取締の専門家である都道府縣の麻薬統制主事の中優秀なる者を選んで、これに麻薬に關する犯罪について司法警察官と同一の権限を有する独立の検査権を與えんとするのが、この法律案の趣旨であります。検査を行う麻薬統制主事は、知事が検事正と協議した上、検査を行ふに適當な者を選んで、これを厚生大臣に推薦いたします。その検査指揮権は厚生大臣の所管に屬することにして、従つて臣が検査を行う者として指名することになります。その検査指揮権は厚生大臣の所管に屬することにして、従つてこれらの方に対しましては、知事は勿論、検察官におきましてもこれが指揮権を有しないものであります。この検査統制主事の行う検査の土居権は、地方自治体の公吏たる本來の身分に拘らず、全國に亘つて機動的な活動を行ひ得るようにして、又その事物管轄は單に麻薬取締の行政法規違反のみならず、麻薬を客体とするすべての罪を含むのであります。尙麻薬統制主事は獨立の検査権を有するのでありますか、國より公訴権はこれを有しないために、自己の裁量によつて微罪処分或いは不起訴処分を行ふ権限は持たないものであります。而して検察官との關係は、前述の通り検査につき検察官が指揮権を持つておりませんから、事件の證拠等に關しては司法大臣において特別の定めをいたしまして、これによらしめることといたしておるのであります。本案において司法大臣の定むるところにより、速かに検察官に事件を送致する義務を負わしめているのであります。尙検査を行う麻薬統制主事の

人員は全國を通じて二百名以内に限られ、その限度において右の権限を有する組織取締の希望を國らんとする所なります。本案に対しまるる質問等につきましては、速記録をお願いすることにいたします。

かくて八月十九日質疑を終て、全議論を省略して採決に入り、全会一致で原案を可決すべきものと決まります。

に關する國庫補助率を引上げ、地方財政逼迫の状況を緩和すると共に、これら疾病の予防措置を一段と強化する必要によつて本案が提出せられておるのを要約します。

法案改正の内容は、一、傳染病予防法中國庫補助率六分の一乃至三分の一とあるのを二分の一に改めること、一、結核予防法中の國庫補助率四分の二を二分の一に改めること、一、ト

補助額引上で十分とは言えないが、健所の利用及び活動等と相俟つ、を盛すとの答弁がありました。

第二に、戦災等による都市の壊滅に甚だしく、現在の都市衛生は憂慮すべき状態である、これらに政府はいかなる考え方を持つておらんか、又都市衛生法或いは都市衛生組合の制定し、都市の衛生施設の完備とを図る意思はないかとの質問に対する

、保
最善
の脅威は
最も
対し
か。
実地視察もい
会にも誠摯に
委員会といった
除去と看護婦
等につき善くす
す。政府は、
らないようす
針であり、才
示達し、末端
なしま

ために各地の患者代表が講
來るなどいたしたので、
しましては國立療養所の
たしまして、患者の不安
の増負、食糧配給の確保
方を要求したのであります
現に無料入所中の者が困
親心を以て善處いたす方
でにその方針を関係者に
の民主委員にまで傳達す

次に傳染病予防法等の一部を改正する法律案につきまして厚生委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

専病院、精神、トラホーム及び寄生虫病の子宮に関する各法律によりますと、これら疾患の予防の業務は、主として二都二府県知事の責任において、地方自治團体の行う事務として遂行されておるのであります。これら疾病の予防上必要といたしまして経費は都道府縣が支出し、これに對して國庫は法定の率によつて補助しておるのであります。然るに終戰後の社會情勢の変動に伴いまして、これらの疾病は増加の傾向にあり、これが予防撲滅のため、都道府縣におきましては相当多額の經費を必要とするのであります。而も地方財政逼迫の状況は各位の御承知であります。そこで、地方自治團体におきましては既に財政上の必要から、これら疾病予防に要する國庫補助率の大幅引上げを強く要請しておりますのであります。現在のところは、國庫補助を以ていたしましては、十分なる疾患の予防は期し難い状態にあるのであります。

以上の理由によりまして、傳染病、結核、トラホーム及び寄生虫病の予防

ホーム予防法中の國庫補助率六分の一を二分の一に改めること、一、寄生虫病予防法中の國庫補助率六分の一を二分の一に改めることであります。念のため申添えて置きますが、この國庫補助の二分の一は都道府縣の支出いたしました額に対する二分の一でありまして、実際には市町村で支出した全額の三分の一は当該市町村の負担で、三分の一は府縣より補助し、三分の一を國庫から補助することに相成るものと御了承が願いたいのであります。

本案に関する質疑の主なるものといつたしましては第一、この程度の國庫補助の引上げのみでは、傳染病予防の万全を期することはできんと思うが如何との質問に対し、政府側から、結核予防の經費は、國際連盟では國民一人当たり一円ぐらいいな使つておるのをさへおる。然るに日本では、戰前の統計であります。が、國民一人当たり四錢三厘九毫といふ少額である。又全國各府縣費に見ましても、その總予算の百分の一、自分の二ぐらいの衛生費を計上しておるに過ぎない実情であります。今回の

して、
いても
であり
の弊病
の知識
りであ
に考
りまし
結核の
である
織維
衛生知
染し帰
その他
が、こ
が対策
に対し
び宿居
用等に
知識の
ら、学
つもり
パンフ
があり
おきま
の入所
からい
まする

規定の一部を改めた。これが善後委員会の意見で、政府は、この意見を採用して、國立農業試験場の衛生改善を図ることとした。これが、この問題の結論である。

病院及び
精神に相當の
施設改正が行
発行を行
四に、本法
教育に大い
に共に、「
に努力し
心を有して
る」と想うと
「」、最近農
業の「寒心に堪
えきる原因は
の不備
のためにな
らが多
く、こ
じめでおる
る政府の「
が必
核対策とし
めり、労働

おるところは政府にないが、國民の衛生諸施設は、はるかに後れを取る。これは、工場特有の労資兩者の關係に起因するものである。

の措
いと、
手)そ
頗
かく
たしま
決議い
最後
つきま
の経験
げます
審議す
八月の
て予備
察を行
行つた
三十日
生大臣
國に大
家の姓
ほなり
國に大

置を講じて、大臣から審議を受けることとされ、之に對する意見は到底公表されません。併びに結果を公表する事もいたしません。

終了し、討
法を改正す
法を改正す
法を可決す
弟であります
委員会は、七
日、六日の二
八月十九
ります。
経過は述
議会におい
難いと
衆議院の向
憲法の第二
次第であり
しては、平
全み難いと
ことと共に
所設置せ
くが、本會
議事及社会
衆議院の向
憲法の第二
次第であり
しては、平
全み難いと
ことと共に
所設置せ
くが、本會
議事及社会

して貰いました。(拍手)
を御覽をお
論を省略い
全会一致
べきものと
す。
る法律案に
おける審議
御報告申上
る法律案を
月三十日、
四回に亘つ
日に実地観
目に採決を
べます。七月
て、一松摩
上と増進を
十五條によ
在すでに全
和的文化國
言わなけれ
られ、公衆

